

特定健康診査を受診しましょう!

生活習慣病を予防するため、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査・特定保健指導を実施しています。
対象者は国保に加入する40歳～74歳までの方で、健診は無料で受診できます。健診のお知らせ（受診券）は4月末に発送を予定しています。お知らせが届きましたら、1年に一度、皆さんの健康づくりとして特定健診を受診しましょう。

「リフィル処方せん」について

症状が安定している患者で一定の要件を満たした場合、医師が定めた期間内に最大3回まで繰り返し使用可能な処方せんです。1回の診察で、一定の期間内に最大3回まで繰り返し薬を受け取ることができるため、通院時間や、診察費用などの負担を軽減することができます。薬剤師が患者の体調を調剤時に確認するため、可能な限り同じ薬局をご利用ください。また、リフィル処方せんは、同じ処方せんを複数回使用するの、紙の処方せんだと保管の必要がありますが、電子処方せんにすると調剤ごとに紙の処方せんを持参する必要がなく、紛失のおそれもありません！電子処方せんの活用が便利です！

「ポリファーマシー」って知っていますか？

多くの薬を服用しているために、副作用を起こしたり、きちんと薬が飲めなくなったりする状態をいいます。日頃から、かかりつけの医師や薬剤師を持って、処方されている薬の情報を把握してもらい、お薬手帳をひとつにまとめることが大切です。薬を飲んでいて、いつもと違うと感じたら、医師や薬剤師に相談しましょう！

「セルフメディケーション」について

セルフメディケーションとは、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」（WHOの定義）です。セルフメディケーションを行うには、適度な運動、バランスの取れた食事、十分な睡眠・休息を心がけ、毎年健康診断の受診や、OTC医薬品を使用するなど、日頃から健康を意識することが大切です。

入院及び高額な外来診療を受ける皆さまへ

マイナ保険証を医療機関に提示することで、限度額認定証の交付申請をすることなく、入院及び外来診療時の支払いが一定の金額にとどめられます。また、住民税非課税世帯の方は入院時の食事代も減額されます。
※限度額認定証が必要な方は、総合窓口課保険年金Gの窓口にて申請いただければ発行することが可能です。

● 高額療養費の自己負担限度額

■ 70歳未満の方の場合

区分	3回目まで	4回目以降(過去12ヶ月間)
旧ただし書所得(※) 901万円超	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円
旧ただし書所得600万円～901万円以下	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円
旧ただし書所得210万円～600万円以下	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
旧ただし書所得210万円以下	57,600円	
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※旧ただし書所得とは、総所得金額等から基礎控除額(43万円)を差し引いた額のことです。

■ 70歳～74歳の方の場合

所得区分		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)	4回目以降(過去12ヶ月間)
現役並み所得者	Ⅲ(課税所得690万円以上)	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円	44,400円
	Ⅱ(課税所得380万円以上)	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円	
	Ⅰ(課税所得145万円以上)	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	80,100円	
一般		18,000円(年間上限額※ 144,000円)	57,600円	/
低所得者(住民税非課税の方)	Ⅱ(I以外の方)	8,000円	24,600円	
	Ⅰ(年金収入のみの方の場合、年金受給額が80万円以下など、総所得金額がゼロの方)		15,000円	

※1年間(8月1日から翌年7月31日まで)の外来(一般区分)の自己負担額上限額

● 入院時の食事代について

入院受診者		一般病棟・精神病棟
70歳未満	一般所得(市町村民税課税者)	1食 490円
	低所得(市町村民税非課税者)	1食 230円(90日超で、1食180円)
70歳以上75歳未満	一般所得(市町村民税課税者)	1食 490円
	低所得Ⅱ(市町村民税非課税者)	1食 230円(90日超で、1食180円)
	低所得Ⅰ(市町村民税非課税者であり、かつ一定所得以下の世帯)	1食 110円

● 高額療養費支給申請手続きの簡素化

高額療養費の払戻しを受けられる世帯に対して、その診療を受けた月の概ね6ヶ月後に高額療養費の支給申請案内を送付しています。今までは、高額療養費が発生するごとに支給申請が必要でしたが、令和6年12月から所定の手続きを経ることで、2回目以降の高額療養費を登録した口座に自動的に振り込むことが可能になりました。
※一定の要件を満たす世帯に限ります。
※詳細はお問い合わせください。

きりとり線

後発医薬品

ジェネリック医薬品
希望カード



私はジェネリック医薬品を希望します

70～74歳の方の医療費負担について

70～74歳の方(高齢受給者)の窓口支払額は、医療費の2割になります。ただし、同じ国保世帯の高齢受給者のうち、住民税課税所得が145万円以上の方が一人でもいる場合は、医療費の3割になります。
※後期高齢者医療制度の対象となる一定の障がい認定を受けた方は除きます。
※医療費の負担割合は、被保険者証兼高齢受給者証に記載されています。